

旧維新幼稚園跡地の利活用事業に関する公募型プロポーザル

【質問への回答】

No.	質問事項	本市の回答
1	<p>駐車場について旧維新小学校の敷地及び近隣で駐車場として使用できる土地や市有地はありますか。または旧維新幼稚園の敷地（園庭）の一部を駐車場に変更することは可能ですか。</p>	<p>旧維新小学校の敷地は、今後、利活用事業の公募型プロポーザルを実施予定なので、駐車場として使用することはできません。また、近隣で駐車場に使用できる市有地はありません。その他の私有地については、市では把握しておりません。旧維新幼稚園の敷地内であれば、園庭も含め、申請者の負担で駐車場に変更することは可能です。</p>
	<p>・建物・設備等の現況に関する事項</p>	
2	<p>①維新幼稚園の園舎及び倉庫（元職員宿舎）の設計図（耐震補強工事内容含む）、敷地内の排水図面（浄化槽へのルート）を確認させて頂きたい。 改修工事を見積る上で各部材質や内部構造、浄化槽への排水ルートが必要となります。</p>	<p>旧維新幼稚園の園舎の設計図（断面図・断面詳細図・立面図）及び給排水設備図はお示しできます。倉庫については、設計図面はありません。</p>
	<p>②現在の契約電力（kW）、電力を上げる場合、受変電設備（キュービクル）の設置が必要ですか。あるいは低圧のまま増設可能ですか。</p>	<p>現在の契約電力は2KWです。電力を上げる場合、申請者の負担で受変電設備の設置は可能です。低圧のまま増設可能かは、申請者で調査してください。</p>
	<p>③園舎はS造（鉄骨造）との事ですが、床が「土間コンクリート（直貼り）」か「高床式（床下に空間がある）」かを教えて頂きたい。</p>	<p>床は土間コンクリート（直貼り）です。</p>
	<p>④浄化槽の「人槽（処理能力）」を教えて頂きたい。</p>	<p>浄化槽は5人槽です。</p>
	<p>⑤倉庫（84.76㎡）は、建築基準法上の用途は「倉庫」か「寄宿舍」のどちらですか。</p>	<p>建築基準法上の用途は「倉庫」です。</p>
	<p>⑥事業検討の参考として、立面図等の資料をご提供いただくことは可能ですか。</p>	<p>旧維新幼稚園の園舎の設計図（断面図・断面詳細図・立面図）及び給排水設備図はお示しできます。倉庫については、設計図面はありません。</p>
	<p>・地域調整に関する事項</p>	
3	<p>現時点で市が持たれている「地元説明会」のイメージを教えてください。</p>	<p>旧維新小学校にあるホールや体育館などを利用して、まずは地元の役員などへ事業内容について説明していただきたい。また事業内容がより具体的になれば、事業について地域の方への理解を深めるため、希望する地元住民に対して説明会などを開いていただきたい。</p>